

## 総務政策課 お知らせ



お問い合わせは、  
(☎63・2051)まで。

# 日高町消防団 訓練出初式

1月5日(月)  
日高町若もの広場

新春恒例の消防団訓練出初式は、1月5日(月)午前10時から日高町若もの広場(雨天の場合、町農村環境改善センター)で、婦人防火クラブの参加を得て挙行します。

式典では、多年にわたり消防団員として活躍いただいている団員や団体が、日高町長、和歌山県消防協会総裁、日高地域消防協会長から表彰されます。また、退団者に対し感謝状が贈呈されます。

出初式において表彰、感謝状を受けられるのは、次の方々です。(敬称略)

### ◎日高町長表彰

▽25年勤続表彰 金崎昭仁(第1分団副分団長)

### ◎和歌山県消防協会総裁表彰

▽20年勤続表彰 橙明弘(第1分団員)、辻本信也(同)

### ◎日高地域消防協会長表彰

▽10年勤続表彰 堂岡英紀(第1分団員)、岡野仁久(同)、前井健司(第2分団員)、山本将太(第3分団員)

### ◎退団者(在団時の役職)

▽稲葉伸秀(団長)、鍵本元雄(副団長)、出口利次(副分団長)

なお、1月5日午前8時に消防団員招集のため、防災行政無線によりサイレンを鳴らしますので、火災・その他の災害とお間違えのないようお願いいたします。

また式典終了後、萩原地区の奥山池付近で放水訓練を実施します。

## 農業委員会委員 選挙人名簿の登録 申請について

平成27年1月1日現在で調製する日高町農業委員会委員選挙人名簿の登録資格を有する方【※】は、申請書に必要事項をご記入のうえ、平成27年1月10日までに農業委員会委員選挙人名簿登録申請書を日高町選挙管理委員会へご提出ください。

### ◎昨年の出初式の様子



農業委員会委員選挙人名簿の登録は、一般の選挙と異なり、自ら申請しないと名簿に登録されず、選挙権がありませんのでご注意ください。

申請用紙は、12月中旬に昨年の該当者ご本人に送付しています。新規登録者の方は、選挙管理委員会事務局(☎63・2051)までお申し出ください。

【※】選挙権を有する者(名簿に登録される方)について

(1)〜(3)全てに該当する必要がある(1)〜(3)全てに該当する必要がある(1)〜(3)全てに該当する必要がある(1)〜(3)全てに該当する必要がある)

1. 日高町内に住所のある方
2. 年齢満20歳以上の方(年齢は、名簿確定期日より算定しますので平成7年4月1日以前に生まれた方)
3. 10アール以上の農地につき耕作の業務を営む方、またはその方の同居の親族または配偶者(その同居の親族またはその配偶者についてはおむね60日以上耕作の業務に従事する方であること)

# 2月8日(日)は、日高町議会議員一般選挙の投票日です

平成27年2月12日任期満了に伴う日高町議会議員一般選挙は2月3日に告示、2月8日に投票を行います。

町議会は、住民のみならずから選挙によって選ばれた町の最高議決機関です。毎年4回招集される定例会と必要に応じて開かれる臨時会において、条例の制定や改正、予算の決定、決算を認定するほか、町政についての調査、住民のみならずからの請願や陳情を受けたりする重要な機関です。

私たちの代表を選ぶこの選挙は、私たちの生活と極めて密接な関係にあり、正しく代表者を選ぶことは、これからの明るく住みよい町づくりを行うための重要な選挙です。投票日には、みんなそろってきれいな1票を投じましょう。

**投票時間**

投票日の投票時間は、次のとおりです。

**投票時間** 午前7時～午後6時

**選挙権のある方は？**

選挙人名簿に登録されている方が、投票できます。

名簿登録されるのは、平成7年2月9日以前に生まれた日本国民で、平成26年11月2日以前に日高町に転入し、引き続き3か月以上、日高町の住民基本台帳に登録されている方です。

また、選挙人名簿に登録されていても、2月7日までに町外へ転出された方は投票できません。

**投票日に投票できないときは期日前投票を！**

2月8日の選挙当日、仕事や旅行、外出などの理由により、ど

うしても投票所へ行けない方は、あらかじめ期日前投票をすることが出来ます。

★期日前投票のできる期間

・2月4日(水)～2月7日(土)  
・時間：午前8時30分～午後8時

投票入場整理券をご持参のうえ、期日前投票所(日高町役場内)で投票してください。

**郵便で不在者投票する場合  
～郵便投票制度～**

身体に重度の障害があり、歩行が困難なため投票所に行くことができない方は、自宅など現在いる場所で投票用紙に記載をし、郵送する方法で行う郵便投票制度が設けられています。

●郵便投票制度を利用できる方●

身体に重度の障害があり、「身体障害者手帳」または「戦傷病者手帳」を交付されている方で、ある一定の障害を有する方および介護保険の被保険者証に「要介護5」と記載されている方で、どちらにも「郵便等投票証明書」の交付を受けた方です。

投票用紙の請求期限は、2月4日です。この請求をされるときは、「郵便等投票証明書」が必要で、あらかじめ、町選挙管理委員会で「郵便等投票証明書」の交付を受けてください。

**立候補予定者  
説明会**

平成27年2月8日執行予定の日高町議会議員一般選挙における立候補予定者の説明会を左記の通り開催します。関係される方は、忘れずに出席をお願いします。

■日時 平成27年1月8日(木) 13時30分～

■場所 日高町役場中央公民館 2階大会議室

詳しくは、日高町選挙管理委員会(☎63・2051)まで。

